

資料1

次回基準改定後のQEについて

令和2年7月3日 統計委員会国民経済計算体系的整備部会 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部

1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル)

【QE供給側推計における扱い】

● コモディティ・フロー法91品目分類「建設」の細品目「建設補修」を、「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」「建設補修うち維持・修理」に細分化して定義。

【QE供給側推計における推計方法】

- 「建設総合統計」を用いて、「建設補修」を「土木」「建築」の区分で産出額(国内総供給)を延長推計。その後、「建築」の産出額を、直近の年次推計で使用した「建築物リフォーム・リニューアル調査」(RR調査)における住宅・非住宅合計の「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」と「維持・修理」の比率(年ベース)を用いて分割。
 - ※ RR調査の結果は受注高ベースであるため、進捗ベースのSNAでは「改装・改修」のシェアのみを使用する。今後、同調査のデータの蓄積や公表早期化の対応をみて、四半期データの利用可能性等について検討する。
 - ※ 1次QE、2次QEともに同じ推計方法。1次QEでは「建設総合統計」の3か月目は利用できないため補外処理を行う。
- 「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分は、全て総固定資本形成に配分。(※基準年で7.5兆円)

【民間住宅投資、民間企業設備(供給側推計値)への計上】

- 供給側推計で求められた「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分を、「民間住宅分」と「非住宅分 (民間企業設備)」に分割。この分割比率は「建設工事施工統計」から把握。(※第二次年次推計・第一次年次推計・QEで共通)
- 民間住宅分については民間住宅投資に計上し、非住宅分については民間企業設備の供給側推計値に計上。

